

# 第17回

## 島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。  
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成27年10月28日（水）午後2時00分より  
於：島原市有明庁舎3階大会議室

## 第 17 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 27 年 10 月 28 日 (水) 14 時 00 分
2. 閉会時間 平成 27 年 10 月 28 日 (水) 14 時 19 分
3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
4. 出席委員者の数 24 名
5. 欠席委員者の数 7 名
6. 議案
  - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権設定) の規定による許可申請について
  - 第 2 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可処分の取消願について
  - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
  - 第 5 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について
7. 報告事項
  - 報告第 1 号 合意解約通知書について
  - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
  - 報告第 3 号 農地基本台帳登載申請について

午後 2 時 00 分開始

議長

只今より、第17回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員、・・番・・・・・・委員は所要の為、欠席との連絡がっております。

農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から3番について、説明します。

1番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆285平方メートルと・・・・・・番・、宅地133.86平方メートルを・・・・・・番、宅地316.31平方メートルと交換するための申請です。

取得後の耕作面積は、13,223平方メートルで、農機具はトラクター1台、マルチャー1台、ハーベスター1台、管理機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。田1筆958平方メートルと畑1筆1,319平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は15,742平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、トラック1台、ハーベスター1台、軽トラック1台、キャリアー1台、バインダー1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。田1筆774平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は14,245平方メートルで、農機具は、耕うん機1台、トラック1台、草刈り機1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番について、・・・番 …… 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で57年の農作業歴があります。

妻と2人で農業を営んでおり、水稻、ダイコン、ニンジンを作付し、通作距離は徒歩で1分という  
ことで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番 …… 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と父の3人で農業を営んでおり、水稻、ニンジン、しょうが、ミカンを作付し、通作距離は徒歩  
で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番について、・・・番 …… 委員

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、兼業農家で10年の農作業歴があり、カボチャ、トマト、ナスを作付し、通作距離は900メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、現地調査員より説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番について説明します。

1番の申請人は賃貸人、・・・の・・・さん、賃借人、・・・の・・・さんで、平成・・・年・・・月・・・日付け長崎県指令・・・農地活第・・・号で太陽光発電施設用地として転用許可を受けていましたが、九州電力との契約で出力抑制分の保証がされない等の理由で返済計画が履行できなくなる恐れがあり、太陽光発電施設の設置を断念せざる負えなくなったため、許可の取り消しをしたいとの申請です。

申請地を確認したところ、工事は着工されておらず、現況は農地のままになっておりました。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可処分の取消願を認めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の1番は認めることに決定し、県知事に進達します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求め

ます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、説明します。

1番の譲渡人は……の……さん、譲受人は……の……さんです。

申請地、畑1筆593平方メートルを譲り受け、鉄骨造り平屋建て……を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第二種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は農地、東側は道路、南側は河川、西側は宅地となっております。

雨水は溜枿を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集4ページから16ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定 51件 126筆 145,108.02㎡

耕作権の再設定 5件 17筆 14,509.00㎡

合計 56件 143筆 159,617.02㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集17ページに記載のとおりで、2件 2筆 1,693.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

次に、第5号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番・・・・委員の退場を求めます。

(・・・・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は9月の総会時に、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定を承認いただいた件と、今日の総会で先程承認をいただきました件と併せて、今回受け手の耕作権の設定について、三会原土地改良区分の47件と他3件分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出がありました。

については、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取するようになっております。

今日の総会で先程承認をいただき、長崎県農業振興公社(中間管理機構)へ耕作権の設定分については、農水省及び県公社に確認したところ、機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば問題ないという回答であり、総会日に農用地利用集積計画(案)の審査決定と配分計画(案)の意見聴取を同日の会で良いとなっております。

今回は、受け手50名の方の詳細について、事前に添付書類として議案といっしょに送付しております。

添付書類に記載のとおり、受け手の耕作面積・農器具の詳細・農業従事者・作物の種類・通作距離を確認した結果、全員許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。

・・・番・・・・・・委員の入場を求めます。

(・・・・・・委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、農用地利用配分計画(案)は承認することに決定しましたので報告します。

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号の合意解約通知書について説明します。

議案集23ページから24ページに記載のとおりで、7件 13筆 15, 114.00㎡の届けがありました。

次に、報告第2号の使用貸借解約通知書について説明します。

議案集25ページに記載のとおりで、2件 11筆 10, 061.00㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農地基本台帳登載申請については、議案集26ページに記載のとおりで、2件 4筆 5, 691㎡の届けがありました。

なお、現地確認は、平成27年10月21日に、・・・番・・・・・・会長職務代理と・・・番・・・・・・委員に確認していただいています。

以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がありませんので、第17回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第17回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時19分